

## 第4節 ワークライフバランスの各国の動向

### 1) イギリス—官民をあげたワークライフバランスの展開—

#### (ワークライフバランスに関する社会的な経緯)

イギリスでは、労働時間の長さや生産性の低さが意識されるとともに、労働者の健康へのマイナス面が指摘された。また、労働市場の逼迫、女性など潜在的労働力の有効活用の観点からも、事業主は、より魅力的な雇用環境を整備する必要に迫られた。ワークライフバランスへの関心が高まり、ワークライフバランス施策の導入が、従業員の態度や意欲の面によい影響を与えるという調査結果も明らかにされた。

なお、イギリス政府は、「ワークライフバランス」を「年齢、人種、性別にかかわらず、誰もが仕事とそれ以外の責任・欲求とをうまく調和させられるような生活リズムを見つけられるように、働き方を調整すること」と定義している。

#### (ワークライフバランス施策の概要)

イギリス政府は、2000年3月からブレア首相名で、5年間の期限とする「ワークライフバランス・キャンペーン」を展開した。キャンペーンでは、専門のコンサルタント機関を利用する事業主に対する資金援助を行うための「チャレンジ基金」の設置や、先進的な企業から構成される「ワークライフバランスのための事業主連盟」と連携して、好事例の収集や情報提供が行われた。

また、2003年4月から施行されている2002年雇用法により、出産休暇の拡充や父親休暇の導入、子を持つ従業員に対する柔軟な働き方を申請する権利の付与等ワークライフバランス支援のための取組みが強化された。

### 2) ドイツ—国力強化のため、企業のワークライフバランスを政府がサポート—

#### (ワークライフバランスに関する社会的な経緯)

雇用創出を目的に、従来より、ジョブシェアリングやパートタイム労働を推進。最近では、合計特殊出生率が著しく低下し、人口減少に伴う経済力の低下への懸念から、ワークライフバランスへの関心が高まった。経済力を高める観点からも、家族に優しい環境整備が必須とされ、官民共同の取組みや地域ネットワークの形成が図られている。

#### (ワークライフバランス施策の概要)

ドイツでは、2003年夏から、「企業における家族に優しい環境づくり」を推進するためのイニシアティブをとっており、各種のプロジェクトを推進している。さらに政府は、具体的なワークライフバランスへの取組み策とその経済的効果を明示することにより、企業の取組み促進を図っている。

また、地方分権が進んでいるドイツの特徴を生かし、「地域連携の推進」にも取り組んでいる。地域レベルにおける産官学のネットワークの形成が進んでおり、様々な団体がネットワークを組んで「家族に優しい環境づくり」の実現に取り組んでいる。

### 3) アメリカー企業独自の取組みが充実ー

#### (ワークライフバランスに関する社会的な経緯)

国や地方自治体のワークライフバランスへの取組みは、必ずしも積極的なものではないが、働く女性の増加や家族形態の多様化等を背景に、人材確保・生産性向上の観点から、企業独自の「ファミリーフレンドリー」政策が充実している。1990年代以降は、子供・家族を持たない従業員のニーズと関心が広がり、「ワークライフバランス」へと、施策の幅が広がった。

#### (ワークライフバランス施策の概要)

アメリカにおける企業の取組みにより、現在までに開発されてきたワークライフバランスのプログラムとしては、その代表的なものとして、①フレキシブルワーク、②保育サポート、③介護サポート、④養子縁組サポート、⑤転勤サポート、⑥EAP（社員援護プログラム）、⑦ヘルスアンドウェルネス、⑧各種保険制度、⑨休暇制度、⑩教育サポート等がある。

特に、フレキシブルワークについては、ワークライフバランス施策の中核として位置づけられており、具体的な勤務形態としては、フレックスタイム、ジョブシェアリング、在宅勤務などがある。

### 4) フランスー家族給付と両立支援を重視ー

#### (ワークライフバランスに関する社会的な経緯)

家族に対する経済的支援（家族給付制度）や働く母親へのサービス提供など、家族政策を重視しており、政策対象となる「家族」のとらえ方も柔軟である。子育てや家庭と仕事の選択は個人が自由に行うべきで、そのための環境づくりを政策が担うという認識が広がっている。

#### (ワークライフバランス施策の概要)

フランスにおける仕事と生活の両立支援策として、代表的なものに、託児支援の強化があげられる。また、2005年9月には、女性が働きながら子供を持つという考えを基礎に、将来の人口減少に備え出生率の向上と女性の経済的自立を目的として、育児休業に関する選択肢の充実を柱とする新たな家族政策が発表された。

さらに、2006年11月には、これまで主流であった在宅保育サービスを多様化し、公立の託児所の定員増加を計画する5カ年の「乳幼児プラン」が発表された。

現在、フランスでは、1990年代に1.71にまで低下した合計特殊出生率が、2005年には1.90にまで回復しており、フルタイムで働く女性が多く出生率も回復しており、国際的にも関心を持たれている。